

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 5 号	
件 名	新潟市行政苦情審査会の対応の改善を求めることについて	
要 旨	<p>新潟市行政苦情審査会への申し立ては、1年を経過したものは審査の対象外とされているため、3月20日の市民病院との面談内容について申し立てたところ、広聴相談課で受理され、新潟市行政苦情審査会で審査されることとなりました。4月20日の面談や、その後の病院側からの聞き取り、新潟市行政苦情審査会の審査を経て、要望だから審査しないとの結論が出されました。要望だとして調査対象外とするならば、受理時点で結論を出すことができたはずですが、いつの段階で対象外としたのか、その経緯も定かではありません。結果は、所管課の対応に非があるとは認められないとしていますが、新潟市行政苦情審査会が要望と結論づけたのであれば、私が改善を求むとしたのに、要望とした根拠を示すべきです。要望としたとしても結論は非ではなく、調査対象外とすべきで、調査対象外だから非がないとするのは矛盾します。最初から非がないと結論づけて、その理由を取ってつけたのではないのでしょうか。申立人の申し立て趣旨を正面から捉え、答えていません。</p> <p>また、新潟市行政苦情審査会は、市側の立場に立っており、市側には問題がない、非がないと結論づけています。昨年9月22日に別な人から出された、市長への手紙の回答期限を延長する場合は、その旨を通知してもらいたいという苦情申し立てに対し、調査結果では、所管課の対応に非があるとは認められないと結論づけています。その理由について、所管課が諸手続をしていたので非がないとしていますが、申立人は単に回答が遅くなるのであれば、その旨、広聴相談課から連絡をしてほしいと言っているにすぎず、結果は非ではなく、連絡するでよいはずですが、非がないとの結論があって、無理やり理由づけしているにすぎません。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>	
付 託 年月日 委員会	平成 30 年 7 月 3 日	第 1 項 } ) 市民厚生常任委員会 第 3 項 }
受 理	平成 30 年 6 月 19 日	第 1 5 6 号

また、新潟市行政苦情審査会は、審査委員の審査により結論を出すべきで、広聴相談課職員が同席し、意見を述べたりしたのでは、市側の意向に沿った結論になるのではないのでしょうか。

については、新潟市行政苦情審査会の対応の改善を求め陳情いたします。

記

- 1 新潟市行政苦情審査会は、申立人の申し立ての趣旨に基づいた審査をすること。
- 2 新潟市行政苦情審査会は、中立的な立場で公平かつ適切に審査をすること。
- 3 新潟市行政苦情審査会は、独立性を持って審査をすること。